

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【公開番号】特開2008-264372(P2008-264372A)

【公開日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【年通号数】公開・登録公報2008-044

【出願番号】特願2007-114536(P2007-114536)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月21日(2010.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機前面体よりも後方に設けられた制御装置により作動が制御される遊技機において

、前記制御装置は、当該制御装置の設置対象を特定する場合に用いられる特定用情報を表示する特定用表示部を備えており、

当該特定用表示部における表示内容を、前記遊技機前面体に設けられた窓部を通じて遊技機前方から視認可能としたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記制御装置の設置対象は予め定められた基準用情報を少なくとも表示する基準用表示部を備えているとともに、当該基準用表示部における表示内容が遊技機前方から視認可能であり、

前記特定用情報は、正規の設置対象の基準用表示部における前記基準用情報である又は前記基準用情報を含む情報であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

遊技球が流下する遊技領域が前面に形成された遊技板を前記遊技機前面体の後方に備えているとともに、当該遊技板の後方に前記制御装置が設置されており、

さらに、前記遊技板において前記特定用表示部における表示内容を視認可能とする部位が、遊技機の正面視において遊技球が流下する範囲内に含まれていないことを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

遊技球が流下する遊技領域が前面に形成された遊技板の後方に前記制御装置が設置されており、

前記特定用表示部における表示内容が前記窓部及び前記遊技板を透過するように、透明性を有する材料により前記遊技板を形成したことを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1に記載の遊技機。

【請求項5】

前記遊技板の後方には、表示画面にて絵柄を可変表示する絵柄表示装置を備えており、前記遊技板が透明性を有する材料により形成されていることにより当該遊技板を通じて前記表示画面における絵柄の可変表示が視認可能となっており、

前記特定用表示部における表示内容が前記表示画面における表示と前後方向に並ばないように、前記特定用表示部の設置位置を設定したことを特徴とする請求項4に記載の遊技機。

**【請求項6】**

前記遊技領域の下部に設けられ、当該遊技領域を流下した遊技球が入球可能な入球部と、当該入球部の後方であって前記遊技板の裏面側に設けられ、入球部に入球した遊技球を排出する排出通路部と、

前記遊技板における前記入球部が設けられた下部領域の表面又は裏面の少なくとも一方に設けられ、当該下部領域よりも後方に設けられた前記排出通路部を視認不可とする遮蔽手段と、

を備えており、

前記遊技板よりも後方であって前記下部領域よりも上方に前記絵柄表示装置を設置するとともに、

前記制御装置を、前記下部領域の後方であって前記絵柄表示装置の下方に設置し、前記遮蔽手段を、前記特定用表示部における表示内容を視認可能とする部位を除いて設けたことを特徴とする請求項5に記載の遊技機。